

措置結果通知書（令和7年度定期監査及び行政監査）

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
1	R7.12.15	定期監査 及び行政 監査	指摘	福祉部障害福祉課 経済産業部農政課	(1) 法令等に重大な違反があるもの	<p>本件は、契約事務において専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けずに事務を進めていた事案である。</p> <p>ア 福祉部障害福祉課では、令和7年5月14日までに施行何を起票した金額が100万円を超える委託契約の施行何及び見積り合わせ結果報告を、決裁権者である部長までではなく課長までの決裁で事務を進めていた。</p> <p>イ 経済産業部農政課では、令和7年5月14日までに施行何を起票した金額が100万円を超える委託契約の見積り合わせ結果報告を、決裁権者である部長までではなく課長までの決裁で事務を進めていた。なお、令和5年度及び令和6年度も決裁権者の決裁を受けずに契約しており、改善の努力を怠っていると云わざるを得ない。</p> <p>決裁とは、担当職員が決定権限のある上司に伺いを立てるため起案し、関係者の決裁ラインを経て決裁を得ることで意思決定を行う重要な手続であり、行政組織の意思決定システムの基本である。また、柏市事務決裁規程第1条の目的に記載のとおり、決裁は事務処理に対する責任の所在を明確にするための行為でもある。</p> <p>今回確認した誤りは、いずれも柏市財務規則等の確認不足や誤認に起因するものであり、悪意は認められないが、決裁権者の必要な決裁を失念するということは、決裁の持つ意義や目的を軽んじているということにはほかならない。</p> <p>一方、本指摘事項の件数は、前年度の16件から今年度は2件に減少しており、各部署が規則等の確認やチェック体制の強化に努めてきた成果であり、全庁的な改善の進展があるものと評価できる。ただし、経済産業部農政課では3年連続で同様の誤りが生じていることから、改善が不十分であり、重大な問題として捉える必要がある。この教訓を生かすために前年度の指摘内容である、指摘された事務処理の誤りについて当該書類等に内容を明記し、次年度の事務処理担当者が当該書類等を参照した際に指摘された事項が明確に分かるようにしておく等の対策を徹底するとともに、決裁手続の要点を整理した事務処理マニュアルの整備など組織的に誤りを防ぐ仕組みの構築を強く求める。</p> <p>以上を踏まえ、全庁的な改善の流れを確実なものとし、適正な事務処理を継続的に維持する体制の整備に向け、不断の取組を求める。</p>	措置を講じた	<p>（福祉部障害福祉課） 決裁の意義や目的、専決処分の範囲を再確認するよう課内職員に周知した。また、管理職及び担当リーダーに決裁時確認の徹底を注意喚起し、再発防止を図っている。</p> <p>（経済産業部農政課） 指摘のあった契約案件については、当該起案（紙媒体）において、専決区分に定められた決裁権者までの事後承認を受けた。併せて、公文書管理システム上の当該起案のメモ欄に、そのことが分かる旨の記載を残した。 再発防止措置として、令和7年9月に課員全員に対して手引きの内容を再確認する研修を実施するとともに、令和8年度の契約に向けては、令和8年1月には、契約事務を行う時期に合わせて情報共有ツール（電子掲示板）により課員に対して注意喚起を実施した。 また、前年度の書類を参考に事務処理を行った場合の対策として、当該書類に指摘事項を記載した資料を添付した。</p>